

令和元年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨

平成30年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、前年と同数の3人の死亡災害が発生し、休業4日以上死傷災害が127人と前年より3人の増加となった。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は「墜落・転落」災害によるものであり、「墜落・転落」災害が休業4日以上死傷災害全体に占める割合は、約32%と依然として高い水準で推移している。重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害の対策をより一層進めていく必要がある。

また、滋賀県内においては、昨年、熱中症による休業災害が大きく増加しており、特に、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避けられない業態である建設業は、熱中症対策に万全を期す必要がある。

このような状況に加え、近年では人手不足による経験年数の少ない労働者、高年齢労働者の労働災害が多く発生しており、現場の安全技術の適切な継承が求められているところである。平成29年には厚生労働省において「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本計画」が、平成31年3月には滋賀県において「滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」が策定され、建設業における中長期的な人材の確保が急務であるとされたところである。滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害の防止を一層徹底する必要があることから、第13次労働災害防止推進計画に基づき、フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進等、重篤な災害を防ぐことを目的とした「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」を現在推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要があり、各事業場で1人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱GO（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和元年7月20日（土）から令和元年7月26日（金）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日（月）から7月19日（金）までを準備期間とし、7月27日（土）から7月31日（水）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場
（平成31年度全国安全週間スローガン）

4 主 唱 者

滋 賀 労 働 局
大 津 労 働 基 準 監 督 署
彦 根 労 働 基 準 監 督 署
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協力者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実施者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価